

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

助成対象者の口座情報、住民税課税状況、助成対象となる重度心身障害者医療費助成金受給資格者証情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務			
②事務の概要	ア 事務の説明 重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者として登録されている者が、受診後6ヶ月以内に申請することにより、医療機関等で支払った自己負担限度額の医療費の全部又は一部を給付する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」及び「霧島市重度心身障害者医療費助成条例」の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・重度心身障害者医療費助成金受給資格者の登録申請に関する事務 ・受給資格登録事項変更の届出に関する事務 ・助成金の支給申請に関する事務 ・助成金の返還に関する事務			
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Wel+障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
重度心身医療受給者台帳				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の5の項 【各手続の根拠】 霧島市重度心身障害者医療費助成条例第5条、第7条、第8条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第9号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 別表第2の5の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健福祉部障害福祉課			
②所属長の役職名	保健福祉部障害福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

保健福祉部障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2121

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か

[1,000人以上1万人未満]

<選択肢>

- 1) 1,000人未満(任意実施)
- 2) 1,000人以上1万人未満
- 3) 1万人以上10万人未満
- 4) 10万人以上30万人未満
- 5) 30万人以上

いつ時点の計数か

令和7年1月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か

[500人未満]

<選択肢>

- 1) 500人以上
- 2) 500人未満

いつ時点の計数か

令和7年1月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

<選択肢>

- 1) 発生あり
- 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバー取得をせず、申請者から提供を受け、真正確認を実施している。ただ申請者からマイナンバーを得られない場合に限り、住基ネット照会は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で最終確認を実施している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、庁内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とともに再度教育及び啓発を実施しているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	3,000名
令和7年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	国分 職員13人＋臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバー取得をせず、申請者から提供を受け、真正確認を実施している。ただ申請者からマイナンバーを得られない場合に限り、住基ネット照会は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で最終確認を実施している。	事後	様式変更に伴う新設項目
令和7年3月31日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業員に対する教育・啓発 十分である 毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、庁内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とともに再度教育及び啓発を実施しているため。	事後	様式変更に伴う新設項目